

大阪市 御中

# 大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム利用者登録申請書

私は、大阪市スポーツ情報 施設利用ネットワークシステム利用者登録約款に同意のうえ、次のとおり利用者登録を申請します。

太枠内を黒ボールペンで強くご記入ください。  
暗証番号は、2 枚目・3 枚目に複写できませんので、別途控えてください。

申請日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

登 録 者	フリガナ			男・女	印	生年月日	大・昭・平
	氏名	(姓)	(名)				年
	住所 (自宅)	(〒 - )			連絡先	自宅電話番号	( ) -
						携 動 務 先 他 の 電 話 番 号	( ) -
暗証番号 (数字4桁)				登録要件	<input type="radio"/> 1. 大阪市内在住 <input type="radio"/> 2. 大阪市内在勤 <input type="radio"/> 3. 大阪市内在学		

連絡先には、ご本人に日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

登録要件が 大阪市内在勤 大阪市内在学の方はご記入ください。 確認の為、電話をする場合があります。

勤 務 先 ・ 学 校	名称	勤務先・学校の電話番号 ( ) -	
	所在地	(〒 - )	

必ず各施設・管理事務所で  
確認印を受けてからご提出  
ください。

施設・管理事務所確認欄  
大阪市内 在住・在勤・在学

1 運転免許証    2 健康保険証  
3 在勤証明書    4 学生証  
5 その他  
( )

登録者が未成年の場合保護者の同意が必要です。

保 護 者 同 意 欄	私(保護者)は、利用者とともに大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム利用者登録約款を確認のうえ、利用者に連帯して責務を負うことに同意します。		印	
	氏名			
	住所 (自宅)	(〒 - )		電話 ( ) -

ご注意：本申請書の記入内容については、コンピューターにより処理されます。

## 預金口座振替依頼書(控)

大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステムに係る施設使用料を次のとおり私名義の預金口座から口座振替により納付することについて、預金口座振替規定を確認のうえ届出ます。

指 定 口 座	金融機関名 ・ コード	銀行 信用金庫 信用組合				本店 支店	金融機関コード	支店コード
	科目 口座番号	1. 普通	2. 当座	口座 番号			金融機関届印	
口 座 名 義 人	フリガナ							2枚目の金融機 関用に金融機関 届出印で押印し てください。
	氏名							

口座名義は登録者本人名義以外は登録できません。

《個人情報の保護について》  
ご記入いただきます個人情報は、大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム運用のため必要と認められる処理業務に利用します。その管理については、関係法令を遵守し厳正に取扱ます。

《各施設に関する利用上の注意》  
各施設の利用制限に関する事項については、各施設へお問い合わせください。なお、暴力団の利益になる使用は許可しません。使用許可後に暴力団の利益になる使用であることが判明したときは、使用許可の取消等を行います。上記事由を確認する必要がある場合には、大阪府警察本部に照会することがあります。

必ず金融機関で  
承認印を受けて  
からご提出くだ  
さい。

金融機関承認欄
年 月 日

大阪市提出用 (本人 大阪市)

取扱金融機関御中

## 大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム預金口座振替依頼書

私は、大阪市スポーツ情報 施設利用ネットワークシステム利用者登録約款に同意のうえ、次のとおり利用者登録を申請します。

太枠内を黒ボールペンで強くご記入ください。

暗証番号は、2枚目・3枚目に複写できませんので、別途控えてください。

申請日 平成 年 月 日

登 録 者	フリガナ			男 ・ 女	印	生年月日	大・昭・平
	氏名	(姓)	(名)				年 月 日
住所 (自宅)	(〒 - )	自宅電話番号			( ) -		
		携 動 務 先 他 連 絡 先			電話番号 ( ) -		

## 《個人情報の保護について》

ご記入いただきます個人情報は、大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム運用のため必要と認められる処理業務に利用します。その管理については、関係法令を遵守し厳正に取り扱います。

大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステムに係る施設使用料を下記の預金口座から口座振替により納付することについて、下記約定を確約の上依頼します。

1. 使用料等の振替日は、大阪市が指定する日とします。
2. 大阪市に支払うべき施設使用料等の請求書が貴店に送付されたときは、振替指定日に下記の指定口座から私に通知することなく請求書記載金額を支払って下さい。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の振出はいたしません。
3. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を大阪市に返却してもさしつかえありません。
4. この契約を解約する場合は、私から大阪市を通じて貴店に書面により届出します。なお、この届出がないまま長期間にわたり大阪市より請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り貴店はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
5. この預金口座振替について万一紛議が生じても貴店の責めによる場合を除き、貴店に迷惑をかけません。

大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステムに係る施設使用料を次のとおり私名義の預金口座から口座振替により納付することについて、預金口座振替規定を確認のうえ届出ます。

年 月 日

指 定 口 座	金融機関名	銀 行					金融機関コード	支店コード
	コード	信用金庫						
口 座 名 義 人	科目 口座番号	1. 普通	2. 当座	口 座 番 号			金融機関届印	
	フリガナ						印	
氏名								

口座名義は登録者本人名義以外は登録できません。

金融機関使用欄

- 返却理由
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1. 届出印相違  | 5. 預金取引なし |
| 2. 口座番号相違 | 6. その他    |
| 3. 預金種目相違 | ( )       |
| 4. 口座名義相違 |           |

取 扱 店	検 印	印鑑照合

金融機関用

大阪市 御中

# 大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム利用者登録申請書

私は、大阪市スポーツ情報 施設利用ネットワークシステム利用者登録約款に同意のうえ、次のとおり利用者登録を申請します。

太枠内を黒ボールペンで強くご記入ください。  
暗証番号は、2 枚目・3 枚目に複写できませんので、別途控えてください。

申請日 平成 年 月 日

登 録 者	フリガナ			男・女	印	生年月日	大・昭・平
	氏名	(姓)	(名)				年 月 日
	住所 (自宅)	(〒 - )			自宅電話番号	( ) -	
				連絡先	携 動 務 先 他 の 電 話 番 号	( ) -	
登録要件				<input type="checkbox"/> ① 大阪市内在住 <input type="checkbox"/> ② 大阪市内在勤 <input type="checkbox"/> ③ 大阪市内在学			

連絡先には、ご本人に日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

登録要件が 大阪市内在勤 大阪市内在学の方はご記入ください。 確認の為、電話をする場合があります。

勤 務 先 ・ 学 校	名称	勤務先・学校の電話番号 ( ) -	
	所在地	(〒 - )	

必ず各施設・管理事務所で  
確認印を受けてからご提出  
ください。

施設・管理事務所確認欄  
大阪市内 在住・在勤・在学

- 1 運転免許証    2 健康保険証
  - 3 在勤証明書    4 学生証
  - 5 その他
- ( )

登録者が未成年の場合保護者の同意が必要です。

保 護 者 同 意 欄	私(保護者)は、利用者とともに大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム利用者登録約款を確認のうえ、利用者に連帯して責務を負うことに同意します。		印	
	氏名			
	住所 (自宅)	(〒 - )		
		電話 ( ) -		

ご注意：本申請書の記入内容については、コンピューターにより処理されます。

## 預金口座振替依頼書(控)

大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステムに係る施設使用料を次のとおり私名義の預金口座から口座振替により納付することについて、預金口座振替規定を確認のうえ届出ます。

年 月 日

指 定 口 座	金融機関名 ・ コード	銀 行 信用金庫 信用組合				本店 支店	金融機関コード	支店コード
	科 目 口座番号	1. 普通	2. 当座	口 座 番 号				
口 座 名 義 人	フリガナ							
	氏 名							

口座名義は登録者本人名義以外は登録できません。

《個人情報の保護について》

ご記入いただきます個人情報は、大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム運用のため必要と認められる処理業務に利用します。その管理については、関係法令を遵守し厳正に取扱ます。

《各施設に関する利用上の注意》

各施設の利用制限に関する事項については、各施設へお問い合わせください。なお、暴力団の利益になる使用は許可しません。使用許可後に暴力団の利益になる使用であることが判明したときは、使用許可の取消等を行います。上記事由を確認する必要がある場合には、大阪府警察本部に照会することがあります。

本人控 (ご本人で保管しておいてください。)

## 大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム利用者登録約款

## (利用登録者)

第1条 大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム(以下「システム」という。)の利用者登録は、次の(1)及び(2)の両方の要件を満たし、本約款を承認のうえ所定の利用者登録申請の手続きをされ、大阪市の適当と認めた方を利用登録者(以下「登録者」という。)とします。ただし、重複して登録者となることはできません。

- (1)大阪市内に在住、在勤または在学する中学生以上の方(登録者が未成年の場合、保護者の同意が必要)
- (2)第10条(施設の使用料等の支払い)に掲げる「登録者指定の預金口座」に登録者本人名義口座の登録ができる方

## (利用者登録カードの発行と取扱い)

第2条 大阪市は、登録者に利用者登録番号(以下「登録番号」という。)と氏名を表面に印字した利用者登録カード(以下「カード」という。)を発行します。

- カード及び登録番号は、カード表面に印字された登録者しか使用できません。
- 登録者は、カード及び登録番号を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければなりません。
- 登録者は、他人にカードを譲渡、貸与すること、もしくは登録番号を使用させることはできません。
- カード及び登録番号の使用、管理に際して登録者が前3項に違反した場合において、その違反によりカード及び登録番号が不正に利用されたときは、登録者が施設の使用料等(施設使用の対価として大阪市または指定管理者に支払う施設及び附属設備の利用料金をいいます。以下同じ。)の支払いの責を負うものとします。

## (利用者登録番号)

第3条 大阪市は、登録者全員に異なる登録番号を設定します。

- 大阪市は、カード表面に印字された登録番号を所定の方法により登録します。
- 登録者は、登録番号を他人に教えてはいけません。また、他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

## (登録日と登録の有効期限)

第4条 利用者登録申請され、大阪市の登録者と認めた日を登録日とします。

- 登録者が、登録日または最後に利用した日から、2年間システムを利用しなかった場合(抽選申込みまたは利用申請を行わなかった場合)には、利用者登録は効力を失います。
- 前項の規定により利用者登録の効力を失った場合には、口座振替依頼についてもその効力を失うものとします。

## (暗証番号)

第5条 大阪市は登録者の届出のあった暗証番号を所定の方法により登録します。

- 登録者は、暗証番号を他人に教えてはいけません。また、他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- 利用申請の際に入力された登録番号及び暗証番号が、登録された登録番号及び暗証番号と一致することを確認してシステムが使用された場合、暗証番号につき盗用その他事故があっても、登録者が施設の使用料等の支払いの責を負うものとします。

## (施設の利用申請等)

第6条 システムにおいて、登録者は電話または公衆用端末を使って登録番号、暗証番号を入力することにより、次のサービスを受けることができます。

- (1)抽選申込み
  - (2)当選結果の確認
  - (3)当選分の利用申請及び予約の取消
  - (4)空き施設の利用申請及び予約の取消
  - (5)口座振替による施設の使用料等の支払い
- 2 前項の手続きは所定の期日に行う必要があります。ただし予約の取消は、予約した日(抽選予約については、予約した月の23日)から施設(A)については利用日の10日前まで、施設(B)については利用日の21日前までそれぞれ受け付けます。
- 施設(A) テニスコート(靱テニスセンターのセンターコートを除く)・扇町プール卓球場・野球場(南港中央野球場・舞洲ベースボールスタジアムを除く)・運動場(舞洲運動広場運動場を除く)
- 施設(B) 体育館・スポーツセンター・南港中央野球場・舞洲ベースボールスタジアム・舞洲アリーナ(サブアリーナ)・舞洲運動広場運動場・鶴見緑地球技場・扇町プール体育場
- 第1項の(1)の手続きは、所定の回数制限に従うものとします。

## (インターネット利用登録者)

第7条 大阪市は、インターネットを利用して所定のインターネット利用者登録申請手続きをされた登録者をインターネット利用登録者(以下「インターネット登録者」という。)として登録します。ただし、重複してインターネット登録者となることはできません。

- 大阪市は、インターネット登録者の届けのあったメールアドレス及びインターネット暗証番号(以下「パスワード」という。)を所定の方法により登録します。
- インターネット登録者は、登録番号・パスワード・メールアドレスを他人に教えてはいけません。また、他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- インターネット登録者は、インターネットを使って登録番号、パスワードを入力することにより、前条第1項(1)から(5)のサービスを受けることができ、手続きには前条第2項及び第3項を適用します。
- インターネット登録者がインターネットによる第6条第1項(1)から(4)の手続きを行う際に、不正アクセスや大量のアクセスを伴う恐れのあるソフト・プログラムを使用して、当システムの正常な運営を妨げるような負荷を与える行為を実施した場合は第16条の利用の一時停止、または第18条の登録資格の喪失を行うことがあります。

## (施設利用の遵守)

第8条 施設の利用にあたっては、当該施設に定められた関係条例、規則その他の定めに従い、定められた目的以外に使用しないものとします。

## (使用料等の請求者)

第9条 システムで利用申請した施設の使用料等の請求者は、大阪市、大阪市の施設の使用料の収納に係る金融機関との口座振替処理を委任している指定管理者です。

2 指定管理者が利用料金を請求する施設は別表のとおりとします。また、大阪市の使用料を請求する施設は、予約対象スポーツ施設のうち、別表の施設を除いたものとします。

## (施設の使用料等の支払い)

第10条 システムで利用申請した施設の使用料等は、登録者指定の預金口座から支払うものとします。

- 前項の手続きにより施設の使用料等が所定の期日までに支払われなかった場合、新たな予約及び既に予約されている施設の利用ができないことがあります。
- 第1項の規定にかかわらず、第1項によるすべての予約にかかる使用料等の支払いが2回以上行われなかったときは、その支払われなかったすべての使用料等は直接、市長または指定管理者(以下、「市長等」といいます。)に支払うものとします。

## (督促手数料及び延滞金)

第11条 登録者が大阪市の支払うべき使用料を滞納した場合、次のとおり督促手数料及び延滞金が生じます。

- (1)大阪市が定める期限までに使用料を支払わない登録者に対して督促状を発送したときは、督促状1通について20円を徴収します。
- (2)前号の督促を受けた登録者が、督促状の指定期限までに支払うべき金額を支払わなかったときは、指定期限の翌日から支払う日までの期間の日数に応じて、支払うべき金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)につき、年14.6パーセントで計算した延滞金を徴収します。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、延滞金は徴収しません。
  - 支払うべき金額が2,000円未満であるとき
  - 延滞金の額が500円未満であるとき

- 2 前項の規定は、指定管理者に支払う利用料金について準用することがあります。この場合、「大阪市」を「指定管理者」に、「年14.6パーセント」を「法定利率」に、「大阪市」を「指定管理者」に読み替えた場合の「使用料」を「利用料金」に、それぞれ読み替えます。
- 3 前項で指定管理者と読み替えた場合、督促状を発送するに要した費用は、第1条第1号に定める登録者の負担とします。
- 4 災害その他特別の事由により市長等が必要と認めるときは、市長等は前3項の手数料及び延滞金、督促状を発送するに要した費用の全部または一部を免除することができます。

#### (口座振替済通知書の交付)

第12条 第10条第1項により施設の使用料等が支払われた場合、口座振替済通知書を郵送します。

#### (施設の使用料等の還付)

- 第13条 登録者は、雨天等により利用申請した施設を利用できなかった場合、当該施設の窓口へ還付申請書を提出することにより、支払われている施設の使用料等の還付を受けることができます。
- 2 前項の規定により還付金を受け取る預金口座は、利用者申請時の登録者指定の預金口座(所定の届出による変更後の預金口座を含む)とします。

#### (カードの紛失、盗難)

- 第14条 登録者は、カードを紛失したり、盗難にあった場合、直ちに大阪市スポーツ総合情報センター(以下「センター」という)へ届け出てください。
- 2 前項の届出までに他人にカードを使用された場合、その施設の使用料等は登録者の負担とします。

#### (カードの再発行)

第15条 カードの破損等により再発行が必要な場合、登録者はセンターへ所定の届出を行うものとします。ただし登録者の責に帰すべき事由によるときは、再発行に要する費用は登録者の負担とします。

#### (利用の一時停止)

- 第16条 登録者が次のいずれかに該当した場合には、第6条のサービス利用を一時停止します。
- (1) 登録者が施設の使用料等を滞納している場合
  - (2) 登録者が本約款に違反した場合
  - (3) インターネット登録者がインターネットを使って第6条第1項(1)から(4)の手続きを行う際に、不正アクセスや大量のアクセスを伴う恐れのあるソフト・プログラムを使用して、当システムの正常な運営を妨げるような負荷を与える行為を実施した場合
  - (4) その他必要な場合
- 2 施設の使用料等の滞納により、サービス利用を一時停止された登録者が、滞納した施設の使用料等の全額を、市長等に支払ったときは、大阪市は、当該登録者の申し出により、原則として支払いが確認できた日に前項のサービス利用の一時停止を解除します。ただし、第10条第3項に該当する場合は、全額支払ったことが確認できた月の翌々の1日に前項のサービスの一時停止を解除します。

#### (届出事項の変更)

- 第17条 登録者は、氏名、住所、電話番号、預金口座等に変更が生じた場合、遅滞なく所定の届出用紙によりセンターに届け出るものとします。
- 2 前項の届出がないために、大阪市及び第9条の団体からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。

#### (登録資格の喪失)

- 第18条 登録者が、次の(1)(4)(5)(7)のいずれかに該当した場合及び次の(2)(3)(6)に該当し利用の一時停止を受けている登録者で改善が見られない場合は登録者の資格を喪失します。この場合には、登録者はカードを直ちに返還するとともに、債務の全額を支払うものとします。
- (1) 虚偽の申請をした場合
  - (2) 本約款のいずれかに違反した場合
  - (3) 施設の使用料等の支払いを怠った場合
  - (4) 登録者が所定の登録廃止の手続きを行い、大阪市が認めたとき
  - (5) 住所変更の届けを怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、大阪市が登録者への通知・連絡について不能と判断したとき
  - (6) インターネット登録者がインターネットを使って第6条第1項(1)から(4)の手続きを行う際に、不正アクセスや大量のアクセスを伴う恐れのあるソフト・プログラムを使用して、当システムの正常な運営を妨げるような負荷を与える行為を実施した場合
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、大阪市が登録者として不適格と認めたとき

#### (登録情報の字体)

- 第19条 申込みされた登録申請書の記入字体が、システムにおいて処理困難である場合には、類似する標準字体で登録するものとします。
- 2 前項により標準字体で登録した場合には、システムで表示する字体、並びに郵便物等の字体は標準字体となります。

#### (システム運用の停止)

第20条 大阪市は、システムの良好な運用を維持するために必要と認める場合、予告なく運用を一時停止することがあります。

#### (約款の変更、承認)

第21条 本約款の変更については大阪市から変更事項もしくは新約款をシステムを利用して告知することで、変更事項または新約款を承認したものとみなします。

#### 別表

鶴見緑地庭球場	大阪市中央体育館	生野スポーツセンター
鶴見緑地球技場	千島体育館	旭スポーツセンター
南港中央庭球場	東淀川体育館	鶴見スポーツセンター
靱テニスセンター	舞洲アリーナ	阿倍野スポーツセンター
靱庭球場	北スポーツセンター	住之江スポーツセンター
長居庭球場	都島スポーツセンター	東住吉スポーツセンター
大阪北港ヨットハーバーテニスコート	福島スポーツセンター	平野スポーツセンター
南港中央野球場	此花スポーツセンター	城東スポーツセンター
舞洲ベースボールスタジアム	中央スポーツセンター	天王寺スポーツセンター
長居運動場	西スポーツセンター	東成スポーツセンター
鶴見緑地運動場	港スポーツセンター	西成スポーツセンター
舞洲運動広場運動場	西淀川スポーツセンター	住吉スポーツセンター
扇町プール卓球場	淀川スポーツセンター	大正スポーツセンター
扇町プール体育場	東淀川スポーツセンター	浪速スポーツセンター

#### 《個人情報保護について》

ご記入いただきます個人情報は、大阪市スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム運用のため必要と認められる処理業務に利用します。その管理については、関係法令を遵守し厳正に取り扱います。

◆運動施設・管理事務所一覽

平成29年9月発行

\* 休館日、閉館時間は事情により変更している場合があります。  
年末年始を含め、事前に施設のご確認いただきますようお願いいたします。

No.	区	施設・管理事務所名称	住所	電話番号	休館日(年末年始以外)	開館時間
1	北	北スポーツセンター	北区内津3-4-27	6339-0700	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
2	北	扇町プール	北区内扇町1丁目(扇町公園内)	6303-8911	水(祝日時、翌日)	9:00~21:00
3	都島	都島スポーツセンター	都島区中野町5-15-21	6927-9124	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
4	福島	福島スポーツセンター	福島区吉野5-17-23	6468-0450	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
5		此花スポーツセンター	此花区西九条6-1-27	6465-5800	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
6		大阪北港ヨットハーバー管理事務所	此花区常吉2-13-18	6468-3710	水・毎月最終火曜(祝日を除く、翌日)	9:00~17:00
7	此花	舞洲アリーナ	此花区北港緑地2	6460-1811	第2火曜(祝日時、翌日)	9:00~21:00
8		舞洲運動広場 管理事務所	此花区北港緑地1	6460-9844	月(土・日・祝、翌日)	9:00~17:00
9		舞洲スポーツ・フェスティバル	此花区北港緑地2	6460-1011	火(祝日時、翌日)	9:00~17:00
10	中央	中央スポーツセンター	中央区島之内2-12-31	6211-2010	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
11		西区スポーツセンター	西区立売堀4-10-18	6538-3413	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
12	西	扇町ニッセイセンター	西区扇町2-1-14	6441-6211	—	9:00~17:00
13		中央体育館	港区田中3-1-140	6576-0800	第3月曜(祝日時、翌日)	9:00~21:00
14	港	港スポーツセンター	港区田中3-1-128	6576-4081	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
15		大正区小森	大正区小森3-3-25	6555-8402	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
16	大正	千鳥体育館	大正区千鳥2-7-93	6553-7800	第1・3月曜(祝日時、翌日)	9:00~21:00
17		天王寺	天王寺区真田山町5-109	6765-0043	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
18	浪速	浪速スポーツセンター	浪速区難波中3-8-8	6643-6444	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
19		西淀川	西淀川区野原2-10-35	6472-9200	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
20	淀川	淀川スポーツセンター	淀川区西宮原2-1-3	8330-4555	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
21		東淀川	東淀川区東中島4-4	6321-0003	第3月曜(祝日時、翌日)	9:00~21:00
22		東淀川	東淀川区東淡路1-4-21	6321-7182	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
23	東成	東成スポーツセンター	東成区東中本2-11-30	6973-5166	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
24	生野	生野スポーツセンター	生野区箕野1-1-3	6738-4500	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
25	旭	旭スポーツセンター	旭区高島5-9-25	6991-6575	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
26		城東	城東区磯野西2-1-21	6995-1391	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
27		鶴見緑地庭球場	鶴見区浜1-2-6	6915-2550	—	9:00~17:00
28	鶴見	鶴見緑地地球技場	鶴見区浜1-1-37	6915-4712	月(祝日時、翌日)	9:00~17:00
29		鶴見スポーツセンター	鶴見区緑地公園内	6915-2567	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
30	住之江	住之江スポーツセンター	住之江区北加賀屋5-3-47	6686-4172	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
31		南港中央野球場管理事務所	住之江区南港東8-5	6614-0549	月(祝日時、翌日)	9:00~17:00
32	阿倍野	阿倍野スポーツセンター	阿倍野区阿倍野3-10-1-100	6647-0086	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
33	住吉	住吉スポーツセンター	住吉区浅香1-8-15	6694-9201	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
34		東住吉	東住吉区公園南女田4-30-3	6694-4580	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
35	東住吉	長居陸上競技場	東住吉区長居公園1-1	6691-2500	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
36		長居庭球場	東住吉区長居公園1-1	6698-1235	—	9:00~17:00
37	平野	平野スポーツセンター	平野区平野南4-6-1	6709-1255	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
38	西成	西成スポーツセンター	西成区玉出東1-6-1	4398-1603	月(祝日時、翌日)	9:00~21:00
<b>【公園事務所】</b>						
39	北	北部方面公園事務所	北区内扇町1-1-21	6312-8121	土・日・祝	9:00~17:30
40	中央	東部方面公園事務所	中央区大阪城3-11	6941-1144	土・日・祝	9:00~17:30
41	西	西部方面公園事務所	西区扇町2-1-4	6441-6748	土・日・祝	9:00~17:30
42	港	港・大正公園事務所	港区田中3-1	6571-0552	土・日・祝	9:00~17:30
43	天王寺	真田山公園事務所	天王寺区真田山町5-70	6761-1770	土・日・祝	9:00~17:30
44		天王寺動物植物公園事務所	天王寺区茶臼山町1-108	6771-2740	土・日・祝	9:00~17:30
45	淀川	十三公園事務所	淀川区十三元今里1-1-41	6309-0008	土・日・祝	9:00~17:30
46	旭	城北公園事務所	旭区生江3-29-1	6928-0005	土・日・祝	9:00~17:30
47	東住吉	南部方面公園事務所	東住吉区長居公園1-1長居陸上競技場内	6691-7200	土・日・祝	9:00~17:30
<b>【その他事務所】</b>						
48	東住吉	大阪市スポーツ総合情報センター	東住吉区長居公園1-1長居陸上競技場内	6691-2711	土・日・祝	9:00~17:30
49	福島	大阪市ゆとりとみどり推進局：スポーツ部	福島区野田1-1-69 大阪市中央区新町1-1-10 大阪市東淀川区東中島4-4-4	6469-3870	土・日・祝	9:00~17:30
50		大阪市ゆとりとみどり推進局：緑化推進部	福島区野田1-1-69 大阪市中央区新町1-1-10 大阪市東淀川区東中島4-4-4	6469-3816	土・日・祝	9:00~17:30
51	住之江	大阪市港湾局：計画整備部	住之江区南港東2-1-10 AOTR棟10階	6615-7799	土・日・祝	9:00~17:30

確認書類 例

本人・在住 確認ができる書類	在勤確認ができる書類	在学確認ができる書類
<p>在住確認：住所が大阪市内であること 本人確認：住所・氏名・生年月日が確認できること</p> <p><b>運転免許証</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限内であること</li> <li>本人確認が可能 (住所・氏名・生年月日)</li> </ul> <p><b>パスポート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限内であること</li> <li>本人確認が可能 (住所・氏名・生年月日)</li> </ul> <p><b>健康保険証</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限内であること</li> <li>住所が記入されていること</li> <li>本人確認が可能 (住所・氏名・生年月日)</li> </ul> <p><b>年金手帳</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認が可能 (住所・氏名・生年月日)</li> </ul> <p><b>印章登録証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行日より6ヶ月以内のものであること</li> <li>本人確認が可能 (住所・氏名・生年月日)</li> </ul> <p><b>各種福祉手帳</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限内であること</li> <li>本人確認が可能 (住所・氏名・生年月日)</li> </ul> <p><b>住民基本台帳カード(写真付)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限内であること</li> <li>本人確認が可能 (住所・氏名・生年月日)</li> </ul> <p><b>外国人登録証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限内であること</li> <li>本人確認が可能 (住所・氏名・生年月日)</li> </ul> <p><b>住民票の写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行日より6ヶ月以内のものであること</li> <li>本人確認が可能 (住所・氏名・生年月日)</li> </ul>	<p>在勤確認：勤務地が大阪市内であること</p> <p><b>社員証</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙製の社員証には、社印・代表者印が捺印されていること</li> <li>勤務地ではなく本社等が記載されている場合、その所在地を勤務地として適用する</li> </ul> <p><b>源泉徴収票(給与支払い報告書)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年分を有効とする</li> <li>本人確認が可能 (住所・氏名・生年月日)</li> </ul> <p><b>健康保険証</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限内であること</li> <li>国民健康保険証は除く</li> <li>勤務地の記載はなく発行団体の所在地が記載されている場合、その所在地を勤務地として適用する</li> </ul> <p><b>在勤証明書(会社書式)(当方書式)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行日より6ヶ月以内</li> <li>社印・代表者印が捺印されていること</li> <li>全ての項目が記入されていること</li> </ul>	<p>在学確認：在学地が大阪市内であること</p> <p><b>学生証</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙製の学生証には、学校印が捺印されていること</li> </ul> <p><b>在学証明書(学校書式)(当方書式)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行日より6ヶ月以内</li> <li>学校印が捺印されていること</li> <li>全ての項目が記入されていること</li> </ul>

※健康保険証等で大阪市内の事業所に勤務していることが分からない場合は、こちらの見本に準じた在勤証明書をご用意ください。

※この書類では、**本人確認はできません。本人確認のため、公的機関の発行する書類（運転免許証など住所、氏名、生年月日が記載されているもの）を提示してください。**

## 在 勤 証 明 書

(または在職証明書、在籍証明書)

平成 年 月 日

〒

所在地：

社 名：

社印

代表者：

電話番号：

下記のものとは当社に在籍していることを証明いたします。

氏 名：

現住所：

生年月日：

勤務地：

(勤務地)  
電話番号：

勤務状態： 正規社員 ・ 非常勤社員

契約社員 (雇用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

※ 本人の氏名、現住所、生年月日、勤務地(本社以外の事業所等で勤務している場合は、その勤務地を記載すること。大阪市内にあること。)、勤務先名、代表者名が記載されている証明書をお願いします。

※ 必ず社印を押印してください。

※ 原本を提出してください(複写は不可)。

※ 勤務形態については該当する事項に○印をつけてください。契約社員の場合は雇用期間を記載してください。

※ 確認書類等で大阪市内の学校に在学していることが分からない場合は、こちらの見本に準じた在学証明書をご用意ください。

## 在 学 証 明 書

(または在籍証明書)

氏 名：  
現 住 所：(〒 )

生 年 月 日：

在 籍 学 年：

在籍する学科：

在籍する課程：

上記のとおり、在学していることを証明いたします。

平成 年 月 日

所 在 地：(〒 )

学 校 名：

校 長 名：

電話番号：

公印

※ 本人の氏名、現住所、生年月日、所在地、学校名、校長名が記載されている証明書をお願いします。

※ 必ず公印を押印してください。

※ 原本を提出してください(複写は不可)。

※ 在籍する学科・在籍する課程がない場合は記入しないで下さい。